

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 契約の方法

第1節 一般競争入札(第3条—第23条)

第2節 指名競争入札(第24条—第26条)

第3節 随意契約(第27条—第31条)

第4節 せり売り(第32条)

第3章 契約の締結(第33条—第41条)

第4章 契約の履行(第42条—第48条)

第5章 契約の変更(第49条)

第6章 契約の解除(第50条—第52条)

第7章 監督及び検査(第53条—第58条)

第8章 建設工事の特例(第59条—第60条)

第9章 請負契約

第1節 工事(第61条—第95条)

第2節 製造(第96条—第99条)

第10章 売買、譲渡、交換及び賃借契約

第1節 動産(第100条—第110条)

第2節 不動産(第111条—第113条)

第11章 運送、保管その他の契約

第1節 運送及び保管契約(第114条—第116条)

第2節 その他の契約(第117条)

第12章 補足(第118条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他特別の定めがあるもののほか、町が締結する工事、製造の請負、不動産、動産の売買、賃借並びに運送保管及びその他の契約について必要な事項を定めるものとする。

(決裁書類)

第2条 契約をしようとするときは、次に掲げる書類を添えて、決裁を経てこれを施行しなければならない。

- (1) 工事にあつては、設計書、図面及び仕様書
- (2) 物件その他にあつては品質及び数量並びに必要と認めるときは仕様書
- (3) 入札保証金、契約保証金及び保険料等を要するものにあつてはその調書
- (4) 指名競争入札にあつては、その指名競争入札をさせる者の住所、氏名
- (5) 随意契約にあつては見積書
- (6) 指名競争入札又は随意契約による場合はその理由
- (7) 公告案、通知案、契約書案又は請書案
- (8) 前各号のほか、必要と認める書類

第2章 契約の方法

第1節 一般競争入札

(入札参加者の資格)

第3条 一般競争入札に参加しようとする者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項に定めるもののほか、同条第2項各号のいずれかに該当すると町長が認めるときは、3年間一般競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平20規則15・一部改正)

(入札参加資格等)

- 第4条 町長は、政令第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定め、町広報、掲示その他の方法により公示するものとする。
- 2 町長は、2年に1回、前項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格のうち、その基本となるべき事項を審査するため、申請の時期、方法その他必要事項について定め、前項の例により公示するものとする。ただし、インターネットを用いて行う公有財産の売却(以下「インターネット公有財産売却」という。)の場合は、随時行うものとする。
- 3 町長は、前項の申請があったときは、速やかに、その者の資格審査を行い、有資格者名簿を作成するとともに、申請者にその結果を通知するものとする。

(平22規則20・一部改正)

(入札の公告)

- 第5条 町長は、一般競争入札を行うとするときは、その入札期日前の前日から起算して10日前までに、掲示その他の方法により公告をするものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。
- 2 前項の公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 入札に付する事項
 - (2) 入札に参加する者に必要な資格
 - (3) 契約条項を示す場所及び日時(期間)
 - (4) 入札執行の場所及び日時
 - (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
 - (6) 政令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けたときはその旨
 - (7) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決があったときに本契約が成立する旨
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、入札について必要な事項
- 3 一般競争入札の入札日は、毎週水曜日(水曜日が洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第25号)第9条に規定する休日の場合若しくはその他特別の理由により入札執行ができない場合は、翌日)とする。ただし、インターネット公有財産売却の場合は、随時行うものとする。

(平22規則20・平26規則7・一部改正)

(入札保証金)

- 第6条 政令第167条の7第1項の規定により納付させる保証金の率は、その入札に参加しようとする者の見積る契約金額の100分の5以上とする。ただし、インターネット公有財産売却に係る入札の場合は、予定価格の100分の10以上とする。

(平22規則20・一部改正)

(入札保証金の納付)

- 第7条 町長は、前条の入札保証金を現金又は有価証券で納めさせるものとする。
- 2 前項の有価証券の種類は、次に掲げるものとする。
- (1) 国債及び地方債
 - (2) 政府の保証のある債券
 - (3) 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。)が振出し又は支払保証をした小切手
 - (4) 銀行等が引受け、保証又は裏書をした手形
 - (5) 銀行等に対する定期預金債権
 - (6) その他直ちに現金化できるものであって町長が確実と認めた担保

(入札保証金の納付免除)

- 第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

- (2) 政令第167条の5又は政令第167条の11に規定する資格を有する者で、過去2年の間に国(公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に納付の必要がないと認めたとき。
- 2 前項第1号の規定により入札保証保険契約を締結したことにより、入札保証金を納付しないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を町長に提出しなければならない。
- (価値の担保)
- 第9条 第7条に規定する担保の価値は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 国債及び地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件(明治41年勅令第287号)及び明治41年勅令第287号第2項ノ規定ニ依リ国債ノ発行価格ニ加算スベキ金額ニ関スル件(昭和14年大蔵省令第26号)の規定による金額
- (2) 政府の保証のある債券 額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額
- (3) 銀行等が振出し又は支払保証をした小切手 小切手の額面金額
- (4) 銀行等が引受け、保証又は裏書をした手形 手形金額を一般の金融市場における手形割引率によって割り引いた金額
- (5) 銀行等に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額
- (6) インターネット公有財産売却システムを管理する事業者の保証 その保証する金額
- (7) その他直ちに現金化できるものであって町長が確実と認めた担保 別に定める額
- 2 町長は、前項第6号のインターネット公有財産売却システムを管理する事業者の保証を入札補償金に代わる担保として提供させるときは、当該事業者から入札参加者の代理人となる旨の確認書及び当該入札参加者の納付が確保されていることを証する書面を提出させなければならない。
- (平22規則20・一部改正)
- (小切手の現金化等)
- 第10条 第7条第2項第3号に規定する小切手が担保として提供された場合において、契約締結前に当該小切手の提示期間が経過することとなるときは、町長は、会計管理者に、その取立て及びその現金の保管をさせ、又は当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金の納付に代わる担保の提供を求めなければならない。
- 2 前項の規定は、入札保証金の納付に代えて担保として提供させた手形が満期になった場合について準用する。
- (平19規則4・一部改正)
- (予定価格の作成)
- 第11条 町長は、一般競争入札に付そうとするときは、その入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計図書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置くものとする。ただし、インターネット公有財産売却に係る入札の場合は、競争入札の執行前に公表するものとし、封書にすることを要しない。
- 2 予定価格は、一般競争入札に付する事項について消費税及び地方消費税の額を含まない価格と消費税及び地方消費税の額を含んだ価格の総額を定めるものとする。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について、その予定価格を定めることができる。
- 3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適性に定めなければならない。
- (平22規則20・一部改正)
- (最低制限価格)
- 第12条 町長は、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ政令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けることができる。設けたときは、前条第1項に規定する書面に最低制限価格を記載しなければならない。
- (入札の手続)

第13条 入札者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印の上、指定の場所及び日時に提出しなければならない。この場合において入札保証金を要するものについては、副町長が交付した預り証書又は保険会社が交付した領収書を入札書に添付しなければならない。ただし、インターネット公有財産売却に係る入札の場合は、この限りではない。

2 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

3 前項の代理人は、同一入札において2人以上の代理人となることができない。

4 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人となることができない。

(平19規則4・平22規則20・一部改正)

(入札執行の取消し又は執行中止)

第14条 町長は、一般競争入札を行うに当たり、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるとき、又は天変地異等のやむを得ない理由により入札を執行することが困難であると認めるときは、公告した事項の変更若しくは入札期日を延期し、又は入札を中止することができる。

2 町長は、前項の規定により公告した事項の変更若しくは入札期日を延期、又は入札を中止したときは、その理由及びその旨を公告するものとする。

(平26規則7・一部改正)

(入札の無効)

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札の資格がない者のした入札又は第13条第2項の規定による委任状の提出がない代理人のした入札

(2) 入札者の記名押印のない入札又は記入事項の判読ができない入札

(3) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は保証金の所定の率に達しない者がした入札

(4) 入札金額の訂正による入札

(5) 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札

(6) 同一入札について入札者又はその代理人が2人以上の入札をしたときは、その全部の入札

(7) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札

(8) 指定の日時まで提出しなかった入札

(9) 押印された印影が明らかでない入札書による入札

(10) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為により行われたと認められる入札

(11) その他入札の条件に違反した入札

(開札等)

第16条 開札は、入札終了後、直ちに入札者を立ち合せ開札し、最低入札価格を発表する。ただし、落札しているときは、最低入札者も併せて発表する。

2 入札参加者で出席しないものがあるときは、入札事務に関係のない吏員を立ち合わせなければならない。

3 政令第167条の8第3項の規定により再度の一般競争入札に付する必要があると認めるときは、前の入札に参加しなかった者、前条に掲げる無効入札をした者及び最低価格を設けた場合におけるその価格未満の価格で入札を行った者は参加させない。再度入札してもなお同じときは、再々度の入札に限り、また同様とする。

4 政令第167条の10第1項の規定により最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者としようとするときは、その理由を最低の価格をもって申込みをした者に明示するものとする。

(落札者の決定等)

第17条 開札の結果、予定価格の範囲内で、収入の原因となる契約にあつては最高の価格をもって入札した者、支出の原因となる契約にあつては最低の価格をもって入札した者を落札者として決定するものとする。ただし、第12条の規定により最低制限価格を設けた場合は予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者として決定するものとする。

2 前項の規定により落札者を決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に通知するものとする。

(入札保証金の還付)

第18条 町長は、落札者以外の者に対しては落札者が決定した後、落札者に対しては地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第234条第5項の規定により、契約が締結した後において、入札保証金を還付するものとする。

2 入札保証金は、契約保証金に充当することができる。
(帰属した入札保証金)

第19条 町長は、法第234条第4項の規定により町に帰属した入札保証金は、延滞なくこれを歳入に組み入れるものとする。
(落札者の決定の失効)

第20条 落札者を決定した場合において、当該決定の通知を受けた日から10日以内に当該落札者が契約に応じないときは、その効力を失うものとする。

2 町長は、前項の契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第39号)の規定により議会の議決を必要とするとき又は特別の事情があると認めたときは、前項の期間を延長することができる。
(再入札の場合の公告)

第21条 入札者又は落札者がいない場合(前条第1項の規定により落札者の決定が失効した場合を含む。)若しくは落札者が契約締結前に落札を辞退した場合において、更に公告して一般競争入札に付そうとするときは、第5条の規定にかかわらず、同条の入札の公告期間は、5日前までに短縮することができる。
(落札の辞退)

第22条 前条の落札辞退が開札直後になされた場合において、入札参加者が2人以上あるときは、次の入札者を落札者とすることができる。この場合における落札金額は、辞退した者の落札金額と同額とする。
(落札の取消し)

第23条 落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取消しすることができる。

- (1) 入札参加者又は落札者が不正の入札をしたとき、又はさせたと認めたとき。
- (2) 入札資格に欠けたことを発見したとき。
- (3) 落札者決定後契約締結の必要がなくなったとき。

第2節 指名競争入札

(入札参加者の資格)

第24条 政令第167条の11第2項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格は、町長が別に定めるものとする。
(入札参加者の指名等)

第25条 町長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する資格を有する者のうちから、入札に参加する者を3人以上指名しなければならない。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。

2 町長は、前項の規定により指名競争入札に付する契約の入札参加者を指名したときは、当該入札者に対し、第5条第2項(第2号除く。)に掲げる事項を、入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに通知するものとする。
(一般競争入札に関する規定の準用)

第26条 第3条、第4条、第6条から第20条、第22条及び第23条の規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第3節 随意契約

(予定価格の設定)

第27条 町長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、第11条(第1項を除く。)の規定に準じて予定価格を定めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定価格調書の作成を省略することができる。

- (1) 法令の規定により価格の定められている物件を買い入れるとき。
- (2) 図書、定期刊行物その他市場価格をそのまま予定価格として採用して差し支えない物品を買い入れるとき。
- (3) 第28条第2号から第5号までに掲げる1件の予定価格が30万円未満のとき。

(4) 第28条第1号及び第6号に掲げる1件の予定価格が50万円未満のとき。

(随意契約のできる契約の種類及び金額)

第28条 政令第167条の2第1項第1号により規定で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額の範囲内とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(見積書等の徴収)

第29条 町長は、随意契約をしようとするときは、2人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1人から見積書を徴することにより随意契約をすることができる。

- (1) 1件の予定価格が3万円を超え5万円以下の場合
- (2) 契約の目的又は性質により相手方が特定される場合
- (3) 価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要のない物品を購入する場合
- (4) 新聞又は書籍等を購入する場合
- (5) 契約の締結について急を要する場合

2 町長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書を徴することを省略することができる。

- (1) 1件の予定価格が3万円以下のとき。
- (2) 各種施設の電気、ガス、水道又は電話の使用契約を締結するとき。
- (3) 官公署と契約を締結するとき。
- (4) その性質上見積書を徴し難いとき。
- (5) 価格が確定し、見積書を徴する必要があるとき。
- (6) 特殊な修繕をするとき。
- (7) 契約の内容の特殊性により、契約の相手方が特定されるとき。
- (8) 郵便切手、郵便葉書、収入印紙を購入するとき。
- (9) 単価契約を締結しているとき。
- (10) 購入価格について協定が締結されているとき。
- (11) 非常災害時等で緊急の必要により見積書を徴することができないとき。
- (12) その他特別の事情があるとき。

(平26規則7・一部改正)

(随意契約の相手方の資格)

第30条 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年間随意契約の相手方とすることができない。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第31条 第11条第2項及び第3項の規定は、随意契約の場合に準用する。

第4節 せり売り

(せり売り)

第32条 第3条から第11条まで、第13条及び第14条、第18条から第20条までの規定は、政令第167条の3に規定するせり売りの場合にこれを準用する。

第3章 契約の締結

(契約の締結)

第33条 町長は、契約の相手方(以下「契約者」という。)を決定したときは、決定の日から7日以内に遅延なく契約書を取り交わすものとする。ただし、落札者からの申出により契約締結の延期の

承認を与えたときは、この限りでない。

(契約書の記載事項)

第34条 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りではない。

- (1) 契約の当事者
- (2) 契約の目的
- (3) 契約金額
- (4) 取引に係る消費税及び地方消費税の額
- (5) 履行方法、履行期限又は期間及び履行場所
- (6) 契約保証金の額
- (7) 契約代金の支払い又は受領の時期及び場所
- (8) 監督及び検査の時期及び場所
- (9) 継続費又は債務負担行為に係る契約で、その履行が数年度に渡るものについては、各年度の支払限度額
- (10) 前金払、部分払又は概算払いに係るものはその旨、方法及び金額並びに精算を要する場合はその方法
- (11) 目的物引渡しの方法及び時期
- (12) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (13) 危険負担
- (14) かし担保責任
- (15) 契約に関する紛争の解決方法
- (16) 前各号に掲げるもののほか、必要事項

(契約書の作成を省略することができる場合)

第35条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 物品の売払いの場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
 - (2) せり売りに付するとき。
 - (3) 国(公社及び公団を含む。)又は地方公共団体その他公共団体若しくは地方公社と契約するとき。
 - (4) 契約の内容が簡易で、かつ、その履行の確保が容易と認められる契約で、その契約金額が30万円未満のとき。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。
 - ア 不動産、用益物件又は無体財産権の売買、賃借等の契約
 - イ 土地若しくは家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることとなった家屋又は移転補償及び営業補償その他の補償に係る契約
 - ウ 業務の委託契約
 - (5) 郵便切手、郵便葉書、収入印紙その他これらに類する物品を購入するとき。
 - (6) 電気又はガスの供給を受けるとき若しくは電気通信役務の提供を受けるとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。
- 2 前項第4号の規定により契約書の作成を省略する場合は、当該契約の裏付けとなる予算を所管する課において当該契約を締結することができる。
- 3 前項の規定により契約書を省略するときは、契約の目的となる給付の内容、履行期限、契約金額その他必要事項を記載した請書その他これに準ずる書面を契約者から徴するものとする。ただし、契約金額が30万円未満で、かつ、契約の内容により必要がないと認められるときは、この限りでない。

(議会の議決を要する契約)

第36条 町長は、議会の議決に付さなければならない契約を締結しようとする場合には、議会の議決を得たときに、当該契約が成立する旨を落札者に告げ、かつ、その文言を付した仮契約書により、仮契約を締結するものとする。

2 前項の仮契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 仮契約の内容

- (2) 仮契約の相手方の住所及び氏名
 - (3) 仮契約を締結した年月日
 - (4) その他必要な事項
- 3 町長は、仮契約を締結した事項について議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を相手方に通知するものとする。
- (契約保証金)

- 第37条 政令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、インターネット公有財産売却に係る入札の場合は、予定価格の100分の10以上とする。
- 2 政令第167条の16第2項において準用する政令第167条の7第2項の規定により町長が、契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 第7条第2項第1号から第6号までに規定するもの
 - (2) 銀行等の保証及び公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証
- 3 第9条及び第10条の規定は、前項の規定に準用する。この場合において、第10条中「契約締結前」とあるのは、「契約履行前」と読み替えるものとする。
- (平22規則20・一部改正)

- (保証人)
- 第38条 契約を締結するときに、町長が必要と認めたときは、契約者をしてその者と同等以上の資格及び能力を有すると認められる保証人を立てなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。
- (1) 工事の請負契約
 - (2) 1件200万円を越えない製造の請負
 - (3) 物品の買入契約
 - (4) その他町長が必要ないと認める契約
- (契約保証金の納付免除)

- 第39条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (1) 契約の相手方が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づく財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 契約の相手方が、政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
 - (5) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
 - (6) 競争入札又は随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約金額が100万円(工事又は製造の請負については、130万円)以下で、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (7) 不動産の買入れ又は借入れ、物件の移転補償その他契約をする場合で、契約の性質上、契約保証金を徴することが適当でないと認められるとき。
 - (8) 国(公社及び公団含む。)又は地方公共団体その他公共団体若しくは地方公社と契約するとき。

- (平26規則7・一部改正)
- (契約保証金の還付)
- 第40条 契約保証金(第37条第2項の規定により契約保証金の納付に代えて提供された同項第1号に規定する担保を含む。)は、契約の相手方が契約を履行し、かつ、検査が終了した後に還付する。
- 2 契約の変更により契約金額に減少があった場合において契約の相手方から要求があったときは、当該減少額に相当する割合の契約保証金を還付することができる。

- 3 一般競争入札による公有財産の売却に係る契約にあっては、契約保証金を売買代金に充当することができる。
- 4 前項の規定により契約保証金を売買代金に充当したときは、第1項の規定にかかわらず、契約保証金は還付しない。

(平22規則20・一部改正)

(準用規定)

第41条 第19条の規定は、町に帰属した契約保証金について準用する。

第4章 契約の履行

(契約の履行の届出)

第42条 契約の相手方は、当該契約をすべて契約内容に従い履行したときは、遅延なくその旨を町長に届け出なければならない。

(履行期間の延期)

第43条 町長は、契約の相手方が天災その他やむを得ない理由によって期限内に契約の履行が完了できない旨契約の相手方から書面により履行期限の延長の申し入れがあったときは、その事実を確認し、履行期限を延長することができる。ただし、不可抗力によりあらかじめ申し出ることができない場合は、その事故がやんだ日から5日以内に申し出なければならない。

(契約変更による新契約金額の算出等)

第44条 契約変更により、契約金額の変更を必要とする場合の新契約金額の算出は、次の算出により算出した額の範囲内とする。ただし、これによることが実情に適応しないときは、別の方法により新契約金額を定めることができる。

新契約額＝(現契約金額×新設計金額)／現設計金額

(平26規則7・一部改正)

(履行遅滞の場合における損害金)

第45条 町長は、契約の相手方(前条の規定により履行期限の延長を認められた者を除く。)に正当な理由がなく契約の履行を遅滞したときは、遅延日数に応じ、契約金額に対し、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止法等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を損害金として徴収するものとする。

(平26規則7・一部改正)

(権利義務の譲渡等の禁止)

第46条 契約の相手方は、当該契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、町長の承認を得た場合は、この限りでない。

(前払金)

第47条 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第1項に規定する公共工事でその契約金額が500万円以上で、かつ、工期が60日以上当該公共工事に係る契約者に対し、契約金額の3割(土木工事、建築工事及び設備工事については4割)を越えない範囲内で政令附則第7条の規定により前金払をすることができる。ただし、10万円を単位とする。

2 契約の相手方は、前項の規定に基づく前金払又は次項に規定する中間前金払を受けようとするときは、当該前金払又は次項に規定する中間前金払に係る請求書に保証事業会社の保証書を添えて提出しなければならない。

3 第1項に定める工事(土木工事、建築工事及び設備工事に限る。)についての前払金を受けた契約者は、次の各号のいずれにも該当するときは、既に受けた前払金に追加して、更に契約金額の10分の2を超えない範囲内で、10万円を単位として前金払(以下「中間前金払」という。)を請求することができる。ただし、中間前金払を請求した場合にあっては、次条に規定する部分払を請求することができない。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

- 4 前金払をしたのち、設計変更その他の理由により契約金額が変更した場合において、契約金額が10分の1以上増額となったときは、増額後の契約金額の10分の3(土木工事、建築工事及び設備工事については4割)の額から既に支払った金額を控除した額を支払うことができるものとし、また契約金額の減額により支払済の金額が減額後の契約金額の10分の4(土木工事、建築工事及び設備工事については5割)を超えるときは、その超過額を返還させるものとする。この場合において、中間前金払をしたときの取扱いについては、増額に当たっては、増額後の契約金額の10分の6の額から既に支払った額を控除した額を支払うことができるものとし、減額に当たっては、減額後の契約金額の10分の7を超えるときは、その超過額をそれぞれ返還させるものとする。
- 5 前払金及び中間前金払の支払を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支払った前金払を返還させるものとする。

- (1) 保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。
- (2) 町との間の工事請負契約が解除されたとき。
- (3) 前払金及び中間前金払を当該前金払に係る工事に必要な経費以外の経費の支出に充てたとき。

(平30規則1・一部改正)

(部分払)

第48条 町長は、契約により工事若しくは製造その他の請負契約に係る既済部分(工事にあつては、工場製品で検査に合格したものを含む。)又は物件の買入契約に係る完済前若しくは完納前に代価の一部を支払うことができる。

- 2 工事又は製造の請負契約に係る部分払の額は、当該請負契約に係る既済部分に相当する請負代金相当額(以下この条において「出来高金額」という。)の10分の9(補助事業で町長が特に必要と認めるものにあつては、10分の10)以内の額とする。ただし、工事の請負契約に係る部分引渡し部分若しくは性質上可分の製造その他の請負契約(工事の請負契約を除く。)に係る完成部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対する部分払の額については、その対価の全額まで支払うことができる。
- 3 前項本文に係る部分払の支払の回数は、次の表の基準を超えることができない。

請負代金	前金払いをしない場合	前金払いをする場合
1,000万円まで	2回	1回
1,000万円を超え5,000万円まで	3回	2回
5,000万円を超え10,000万円まで	4回	3回
10,000万円を超える場合	5回	4回

(注) ただし、工事、製造の請負契約にあつては、工期(期間)が60日以上とする。

- 4 前項の場合の第1回の部分払は、請負代金額に対する出来高の割合が10分の3以上(前金払をしている場合にあつては10分の4以上)でなければ行うことができない。
- 5 前2項の場合において、継続費又は債務負担行為に係る契約でその履行が数年度にわたるものについては、前項中「請負代金」とあるのは「各年度の請負代金の支払限度額」と読み替えるものとする。
- 6 工事又は製造の請負契約に係る部分払の額は、次の算式より算定して得た額内とする。

- (1) 前金払をしていない場合

$$\text{部分払額} = \{ (\text{出来高金額} \times \text{請負代金}) / \text{設計金額} \} \times 9 / 10$$

- (2) 前金払をしている場合

$$\text{部分払額} = \{ (\text{出来高金額} \times \text{請負代金}) / \text{設計金額} \} \times 9 / 10 - (\text{前払金控除額} + \text{前回までの支払済額})$$

$$\text{※前払金控除額} = [\{ (\text{出来高金額} \times \text{請負代金}) / \text{設計金額} \} \times 9 / 10 \times \text{前払金}] / \text{請負代金}$$

(注) 1号及び2号において、第2項ただし書の場合は、算式中「9/10」とあるのは「10/10」とする。

- 7 町長は、継続費、債務負担行為又は繰越しに係る契約について特に必要があると認めるときは、第2項から前号までの規定によらないで部分払をすることができる。

第5章 契約の変更

(契約の変更)

第49条 町長は、契約締結後において当該給付の内容の変更、金額の増減又は期限の変更若しくは履行の一時中止等をする必要が生じたときは、契約の相手方と協議して契約の変更をすることができる。

2 前項の規定により変更、延期等をする場合は、契約の期間内で当該理由の確認後遅滞なく変更契約書又は請書等を作成しなければならない。ただし、契約書又は請書等をともに省略した場合にあっては変更契約書又は請書の作成を要しない。

第6章 契約の解除

(契約の解除等)

第50条 町長は、契約締結をしようとするときは、次に掲げる事項を約定とするものとする。

(1) 契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

ア 契約者の責めに帰する理由により契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

イ 契約者の責めに帰する理由により契約の履行着工(着手)期日がすぎても着工(着手)しないとき。

ウ 契約の締結又は履行に関し、不正な行為が発見されたとき。

エ 検査又は監督の実施に当たり契約者又はその現場代理人若しくはその他の使用人が執行を妨げたとき。

オ 契約の相手方から契約解除の申出があり、その事由を正当と認めたとき。

カ 破産の宣告を受け、若しくは制限能力者となり、又は居所不明となったとき。

キ 前各号のほか、契約事項に違反し、その違反によって契約の目的が達成されないとき。

(2) 契約の相手方が前号各号のいずれかに該当し、契約を解除されたときは、その契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)は町に帰属されるほか、次に掲げるところによる。

ア 既済部分(工事の出来高で検査に合格したもの(現場に搬入した工事材料等で検査に合格したものを含む。))又は既納部分に対し、当該部分に対する契約代金相当額を支払うものとする。支払額の算式については、第48条第6項を準用する。

イ 契約保証金を免除したもの(町を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているものは除く。)であるときは、契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として徴収する。

ウ 契約の解除により町に契約保証金(契約保証金に代えて提供された担保については、当該担保の価値)又は違約金若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として請求するものとする。

(3) 契約の履行期限までに契約を履行しないときは、当該履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、契約金額(既済部分又は既納部分に係るものを除く。)に対し、契約締結の日において適用される支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した遅延利息を徴するものとする。

(4) 町長は、契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により契約の相手方に通知するものとする。ただし、契約書及び請書をともに省略した場合にあっては書面を要しない。

(平26規則7・一部改正)

(契約の相手方の契約解除権等)

第51条 契約の相手方は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 契約の内容が変更し、契約金額が著しく減少したとき。

(2) 契約履行の中止期間が履行期間の2分の1(履行期間の2分の1が6か月を越えるときは、6か月)を超えるとき。

(3) 前各号のほか、町長の責めに帰する理由により契約の履行が不可能となったとき。

(4) 前各号により契約を解除する場合においては、契約の相手方は、町長に対し損害賠償金を請求することができる。

(契約解除の場合の権利の所属等)

第52条 [第50条第1項第1号](#)の規定により契約を解除した場合において、物件の既納部分又は製造、修繕若しくは工事の既成部分で[同条第2号ア](#)の既済部分又は既納部分については、契約の相手方と協議の上、これを町の所有とする。

- 2 契約の相手方は、[前項](#)の規定によって町長が引き取らないもの又は検査に合格しないものは、町長の指定する期日までに引き取り、原状に復さなければならない。
- 3 [前項](#)の規定により、契約の相手方が正当と認められる理由がなく町長の指定する期日までに物件の取引をせず、又は原状に復さないときは、町長は、契約の相手方によってその物件を処分することができる。この場合において、契約の相手方はその処分方法について異議を申し立てることができず、かつ、これに要した費用を負担しなければならない。

第7章 監督及び検査

(監督及び検査の協力義務)

第53条 契約の相手方は、町長から監督を命じられた職員(以下「監督員」という。)及び町長から検査を命じられた職員(以下「検査員」という。)の円滑な実施を図るため、協力しなければならない。

(監督員と検査員の兼職禁止)

第54条 町長は、特別の必要がある場合を除き、監督員と検査員を兼ねて命ずることができない。

(監督)

第55条 監督員は必要があるときは工事、製造その他の請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して確認しなければならない。

- 2 監督員は必要があるときは工事、製造その他についての請負契約の履行について立ち合い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督し、契約の相手方に必要な指示をすることができる。
- 3 監督員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(監督員の報告)

第56条 監督員は、町長と緊密に連絡をとるとともに、町長の要求に基づき又は随時に監督の実施状況について報告しなければならない。

(検査)

第57条 検査員は工事若しくは製造その他の請負契約又は物件の買入れその他の契約について、その受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため、契約書、仕様書及び設計図書その他関係書類に基づき、必要に応じ、監督員の立会いを求めて給付の内容若しくは数量を検査し、又は給付の目的物について破壊、分解若しくは試験により検査するものとする。

- 2 検査員は、検査の結果を記載した書面を作成し、町長に提出しなければならない。この場合において履行が契約の内容に適合しないものであるときは、とるべき措置について意見を付さなければならない。
- 3 [政令第167条の15第3項](#)の規定により、特約により給付の内容が担保されると認められる物件の購入契約で、その購入に係る単価が1万円に満たないものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。

(監督又は検査を委託して行った場合の確認)

第58条 [政令第167条の15第4項](#)の規定により、町の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を記載した書面を提出させるものとする。

第8章 建設工事の特例

(土地物件の取得等)

第59条 町長は、工事([建設業法\(昭和24年法律第100号\)第2条第1項](#)に規定する建設工事をいう。以下[本章](#)において同じ。)に関し、必要な土地その他の物件について、所有権、地上権その他の権利

を取得した後でなければ当該工事の施工ができないものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合において、当該権利者から工事起工の同意を得たときは、この限りでない。

- 2 町長は、工事の施工により漁業権、水利権、鉱業権その他の権利を侵害するおそれがある場合は、工事施工前に、あらかじめ当該権利者の工事起工の同意を得るものとする。

(見積期間)

第60条 町長は、[第5条](#)の規定にかかわらず[建設業法施行令\(昭和31年政令第273号\)第6条](#)に規定する見積期間において入札を執行しなければならない。

- 2 [前項](#)の規定は、随意契約の見積りの場合にこれを準用する。

第9章 請負契約

第1節 工事

(工事請負契約書)

第61条 工事の請負に関する契約書は、[第34条各号](#)に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、工事の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 工事の名称
- (2) 請負金を前金払いするとき、又は分割払いするときにはその額及び方法等
- (3) 資材を支給するときは、それについての必要な事項
- (4) 工事の着工及び完成時期
- (5) 資材の価格又は賃金の変更があった場合の措置
- (6) その他必要と認める事項

(工事の契約保証金の返還等)

第62条 町長は、[第80条](#)の規定により、工事目的物の受渡しを受けたときは、契約保証金を返還しなければならない。ただし、[第91条](#)に規定する跡請保証のため、契約の相手方(以下[この章](#)において「請負人」という。)の申出がある場合は、その全部又は一部を跡請保証金に振り替えることができる。

(工事の委任又は下請負)

第63条 請負人は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ町長より書面による承諾を得たときは、その限りでない。

- 2 町長は、工事の施工又は管理につき、著しく不相当と認められる下請負人があるときは、請負人に対しその変更を求めることができる。この場合請負人は、これに応じなければならない。これに応じないときは、工事の中止又は契約を解除することができる。

(書類の提出)

第64条 請負人は、工事を着手する前に、又は町長の指定する期日までに、次の書類を提出しなければならない。ただし、[第3号](#)に掲げる請負金額の内訳書については、町長が特に必要と認めた場合に限り提出するものとし、その他の書類については、軽易なもので町長が必要がないと認めて省略させたときは、この限りでない。

- (1) 現場代理人及び主任技術者指定通知書
- (2) 工事工程表
- (3) 請負金額の内訳表
- (4) その他町長が必要と認めるもの

- 2 町長は、[前項](#)の規定によって提出されたものの内容が工事施行上支障を及ぼすと認めたときは、これを改定させることができる。

(工事の着手)

第65条 請負人は、[第33条第1項](#)の規定により契約を締結したときは、当該契約において約定した期日をもって速やかに、工事着工届を提出して工事に着手しなければならない。ただし、軽易なもので町長が必要がないと認めたときは、工事着工届の提出を省略することができる。

(監督員)

第66条 町長は、契約の適正な履行を確保するため、工事ごとに工事監督員(以下「監督員」という。)を選任し、監督員任命通知書をもってその氏名を請負人に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、契約書及び設計図書等により、工事現場において立会い指示その他の方法によって工事の指導監督を行うものとする。

3 町長は、[前項](#)の規定によって選任した監督員には、特別の必要がある場合のほか、当該工事の検査員を兼ねさせることはできない。

(検査員)

第67条 町長は、契約の履行を確認するため工事ごとに工事検査員(以下「検査員」という。)を選任するものとする。

2 検査員は、契約書及び設計図書その他の関係書類により検査を行うものとする。この場合検査員は、その検査の結果について、次の調書を作成しなければならない。

- (1) 既成部分(第 回)検査調書
- (2) 契約解除による打切検査調書
- (3) 工事完成検査調書
- (4) 跡請保証部分検査調書

(工事の施工)

第68条 請負人は、設計図書に基づいて工事を完成しなければならない。

2 設計図書に明示されていないもの、又は設計図書に符合しないものがあるときは、監督員の指示に従うものとする。

(請負人及び現場代理人の責務)

第69条 請負人は、工事施工に当たり、常に工事現場に当たって工事に従事しなければならない。

ただし、現場代理人を置いた場合は、この限りでない。

2 請負人は、[前項](#)の規定により現場代理人を置こうとするときは、あらかじめ現場代理人等指定通知書を町長に提出しなければならない。

3 [前項](#)の現場代理人と主任技術者とは兼ねることができる。

4 請負人又は現場代理人は、監督員の監督又は指示に従い、工事現場の取り締り及び工事に関する一切の事項を処理しなければならない。

(現場代理人等の交替)

第70条 町長は、請負人の現場代理人、主任技術者、使用人又は労務者について工事の施行又は管理上著しく不適当と認められるものがあるときは、請負人に対してその交替を求めることができる。この場合請負人は、これに従わなければならない。

(材料の検査)

第71条 工事に使用する材料は、使用前に監督員の検査を受けて合格したものでなければ使用することができない。

2 監督員は、請負人から[前項](#)の規定による検査を求められたときは、直ちにこれに応じなければならない。

3 [前項](#)の材料を検査するために直接必要な費用は、請負人の負担とする。

4 請負人は、監督員の承認を受けなければ、工事現場に搬入した検査済の材料を持ち出すことができない。

(材料の調合等の立会い)

第72条 請負人は、使用する材料のうち、調合を要するものについては、監督員の立会いを得て調合したものでなければ使用することができない。ただし、調合については、見本検査によることが適当と認められる場合は、これによることができる。

2 請負人は、水中又は地下に埋設する工事その他完成後外面から明視することができない工事を施工するときは、特に監督員の立会いの上施工しなければならない。

3 監督員は、請負人から[前2項](#)の規定による立会い又は見本検査を求められたときは、直ちにこれに応じなければならない。

4 請負人が、[第1項](#)及び[第2項](#)の立会い又は見本検査を受けないで使用し、又は工事を施工したときは、構造の一部を解体して検査することができる。この場合請負人は、これに応じなければならない。

5 [前項](#)の検査に直接要した費用は、請負人の負担となる。

(支給材料等)

第73条 町長が、請負人に支給する工事材料又は貸与する設備機械(以下「支給材料等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書によるものとする。

2 監督員は、支給材料等の引渡しに当たっては、請負人の立会いの上、町長の負担において、当該支給材料等を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が、設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、請負人は、その旨を直ちに町長に通知しなければならない。

3 請負人は、支給材料等の引渡しを受けたときは、延滞なく受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 請負人は、支給材料等に契約の変更又は解除により不用となったものがあるときは、直ちに設計図書に定められた場所又は町長の指定した場所へ返還しなければならない。

5 町長は、[前項](#)の義務を履行しない請負人に対して損害賠償を請求することができる。

6 請負人は、天災その他不可抗力による場合のほか、支給材料等が滅失し、き損、又はその返還が不可能のときは、町長の指定する期日内に代品を納め、若しくは原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

7 [前2項](#)の損害賠償金は、請負金額と相殺することができる。

8 請負人は、支給材料等の使用方法及び残材の措置が設計図書に明示されないときは、町長の指示に従うものとする。

(設計図書と工事現場との不一致)

第74条 工事の施工に当たり、設計図書と工事現場の状態とが一致しないとき、又は設計図書に誤り若しくは脱漏があるとき、若しくは地盤、地質等に予期することのできない状態が発見されたときは、請負人は直ちに監督員を経て町長に通知し、その指示を受けなければならない。

2 [前項](#)の場合において、工事の内容又は請負金額を変更する必要があるときは、[第44条](#)及び[第49条](#)の規定を準用する。

(災害防止の措置)

第75条 請負人は、災害防止等のため特に必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、請負人はあらかじめ監督員の意見を求めなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

2 監督員が、公安及び工事施工上必要と認めた災害防止の措置を請負人に要求した場合は、請負人は直ちにこれに従わなければならない。この場合、請負人の義務に属しない部分の費用は町の負担とする。

3 [第1項](#)の措置について、請負人は速やかに監督員を経て町長に通知しなければならない。

(一般的損害)

第76条 工事目的物の引き渡し前に工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事施行に関して生じた損害は、請負人の負担とする。ただし、町長の責に帰す理由による場合の損害については、この限りでない。

(第三者の損害)

第77条 請負人は、工事の施工について第三者に損害を与えたときは、その損害賠償の責めを負う。ただし、町長の責めに帰す理由による場合においては、町長がその責めを負う。

(天災その他不可抗力による損害)

第78条 天災その他不可抗力によって工事の既成部分(町長の認定したものに限る。)又は工事現場に搬入した検査済工事材料に損害が生じたときは、請負人は事実発生後延滞なくこの状況を監督員を経て町長に通知しなければならない。

2 [前項](#)の損害で、重大と認められるものについては、請負人が善良な管理者としての注意をし、かつ、その後工事を遂行する場合に限り町長は、請負人の申出により、その損害の一部を負担することがある。

3 [前項](#)の損害額の算定は、双方協議して定めるものとする。ただし、火災保険金その他損害を補填するものがある場合には、それらの額を、[第93条](#)の規定による火災保険等を付さなかった場合は、当該保険を付していたならば給付されるべきであった火災保険金等に相当する額を損害額から控除したものを[前項](#)の損害額とする。

(完成検査)

第79条 請負人は、工事を完成したときは、監督員を経て町長に完成届を提出し、検査員の検査を受けなければならない。

- 2 [前項](#)の届出を受けたとき、町長は、その日から14日以内に検査を行わなければならない。ただし、[前項](#)の規定による届出が工事以外の場合においては10日以内に検査を行うものとする。
- 3 [前項](#)の検査には、請負人が立ち会わなければならない。
- 4 [前項](#)の検査に立ち会わないときは、検査の結果に異議を申し立てることができない。
- 5 検査のため必要と認めるときは、その部分の解体を命ずることがある。この場合、解体及び回復などに関する一切の費用は請負人の負担とする。

(工事目的物の受け渡し)

第80条 工事の目的物が完成検査に合格したときは、速やかに受渡書を取り交す。この受渡書の取り交わしたときをもって、工事目的物の受渡しが完了したものとする。

- 2 町長の責めに帰す理由により、検査期限を過ぎてから完成検査をして合格した場合は、検査期限の日に検査に合格したものとし、検査の日又は受け渡し期限をもって受渡しが完了したもののみなす。

(検査不合格の場合の処置)

第81条 町長は[第79条](#)の検査の結果、工事にかしがあると認め、又は設計図書に適合しないと認めた場合においては、請負人に対して期限を指定して請負人の費用をもって改修を命ずるものとする。この場合、請負代金の増額及び工期の延長は認めない。

- 2 [前項](#)の規定による改修工事が完了したとき、請負人は、直ちに再検査を受けなければならない。この場合の検査の方法等については、[第71条](#)の規定を準用する。

(請負代金の支払)

第82条 請負代金は、[第80条](#)の規定による工事目的物の受け渡し後請負人の請求により支払うものとする。

(前払金)

第83条 前払金については、[第47条](#)を準用する。

(既成部分の検査)

第84条 町長は、請負人の願い出により、[第48条第3項](#)の区分により既成部分に対する検査をすることができる。

- 2 請負人は、[前項](#)の規定による既成部分の検査を受けようとするときは、既成部分検査願によって願い出なければならない。
- 3 現場に搬入した加工済の材料又は仮設組立ての上試験を要し生産場所において加工済の材料で[第71条](#)の検査に合格し、かつ、町長が他の工事に転用不可能と認めたものは、これを既成部分とみなすことができる。
- 4 既成部分の検査は、[第79条](#)の完成検査の規定を準用する。

(打ち切り検査)

第85条 町長は、[第50条第1項各号](#)に基づき契約を解除したときは、検査員により履行部分に対する打ち切り検査をするものとする。

(工事中間検査)

第86条 町長は、工事施工過程において契約の履行を確認するため必要と認めたときは、中間検査をすることができる。

(既成部分に対する請負代金の部分払)

第87条 既成部分に対する請負代金の部分払は、[第48条](#)を準用する。

(打ち切り検査による出来高部分に対する請負代金の支払)

第88条 [第85条](#)の規定による打ち切り検査をしたときの出来高部分は町の所有とし、町長は、それに相当する額の請負代金を請負人の請求により支払うものとする。

- 2 [前項](#)の出来高部分の金額の算出方法は、[第48条第6項](#)の規定を準用する。

(工事目的物の部分使用)

第89条 町長は、工事の一部が完成した場合において、その部分検査をして合格と認めたときは、その合格部分の全部又は一部を請負人の同意を得て無償で使用するすることができる。この場合請負人は、理由なく拒むことができない。

2 前項の場合において、町長は、その使用部分について保管の責めを負うものとする。

(工事目的物の部分引渡)

第90条 請負人は、契約締結の際にあらかじめ設計図書において工事の完成に先だち工事目的物の一部を引き渡しすることを指定されている場合において、当該部分が完了したときは、この旨町長に届け出て検査を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、第79条第2項から第5項まで及び第80条の規定に準じて検査又は受渡しを行うものとする。この場合において、第79条及び第80条の規定中「工事」とあるのは、「指定部分に係る工事」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により受渡しを行った場合において、町長は、当該受渡し部分についてこれを管理するものとする。

(跡請保証)

第91条 町長は、第80条第1項の規定による工事目的物の受け取りの際必要があると認めるときは、請負人に1年以内の期限を付して跡請保証を要求することができる。

2 請負人は、前項の規定により町長から要求があった場合は、跡請保証をしなければならない。

3 前項の場合、請負人は、町長の定める跡請保証金又は跡請保証金に代わる担保を指定期日までに納めなければならない。

4 前項の跡請保証金に代わる担保については、第7条の規定を準用する。

5 跡請保証工事の検査については、第79条の規定を準用する。

6 跡請保証金又は跡請保証金に代わる担保は、請負人がその義務を履行後返還する。ただし、請負人が期日までに義務を履行しないときは、町に帰属する。

(かし担保)

第92条 町長は、第80条及び第90条の規定により工事目的物の受渡しをする際又は受渡し後において、工事目的物にかしがあると認めたときは、請負人に対し相当の期間を定め、当該かしの補修又は損害賠償の請求をすることができる。

2 前項の規定による請求は、工事目的物の受渡しの日から1年間の範囲内において行わなければならない。

3 建物その他の土地の工作物の請負人には、その工作物又は地盤の瑕疵について、工事目的物の受渡しの後5年間その担保の責任を負う。ただし、この期間は石造、土造、れんが造、コンクリート造、金属造その他これらに類する構造の工作物については、10年とする。

4 工作物が前項の瑕疵によって滅失し、又は損傷したときは、町長は、その滅失又は損傷の時から1年以内に、第1項の規定による権利を行使しなければならない。

(火災保険等)

第93条 請負人は、工事の目的物及び工事材料(町長の支給した材料を含む。)を損害保険に付するよう努めなければならない。

2 請負人は、火災保険等を付する場合は、その時期、期間、金額、保険会社、方法等について町長と協議して定めるものとし、保険契約後速やかにその証券を町長に提示するものとする。

(特許権等の使用)

第94条 工事施行について、特許権その他第三者の権利の対象となっている施行方法を使用するときは、請負人は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、町長が、その施行方法を指定し、設計書又は仕様書に特許権その他第三者の権利の対象であることを明示していない場合は、請負人に対してその使用に関して要した費用を支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第95条 請負人は、契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により町長の承諾を得た場合においては、この限りでない。

2 請負人は、工事の目的物又は第84条第3項の規定による工事現場に搬入した検査済の工事材料若しくは工事仮設物を第三者に売却若しくは貸与し、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。

第2節 製造

(製造請負の契約書)

第96条 製造の請負に関する契約書には、[第34条各号](#)に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、製造の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 製造品の名称
- (2) 数量
- (3) 製造の着手及び納入時期
- (4) 製造品納入の場所
- (5) その他必要と認める事項
(製造品の監督検査)

第97条 町長は、[政令第167条の15第4項](#)の規定により町の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成するものとする。

2 [前項](#)の検査に係る契約の代金は、[同項](#)の書面に基づかなければ支払をすることができない。
(製造品の納入)

第98条 請負人が製造品を納入するときは、あらかじめ町長が指定した場所に搬入し、検査員の検査を受けなければならない。
(準用規定)

第99条 [本章第1節](#)中[第61条](#)、[第69条](#)、[第70条](#)、[第74条](#)、[第75条](#)、[第83条](#)及び[第91条](#)を除くほかの規定は、[本節](#)の場合に準用する。

第10章 売買、譲渡、交換及び貸借契約

第1節 動産

(動産の売買、譲渡及び交換の契約書)

第100条 動産の売買、譲渡及び交換に関する契約書には、[第34条各号](#)に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 動産の名称、種類、単価及び価格
- (2) 売買、譲渡、交換の時期及び場所
- (3) 代金及び交換差金並びにその納入又は支払方法
- (4) 手附金
- (5) 代金を前金払いするときは、その方法
- (6) 分割履行するときは、その方法
- (7) 代金の分割払いするときは、その方法
- (8) 契約の履行に関する費用の負担方法
- (9) かし担保
- (10) その他必要と認める事項
(購入代金の前金払い)

第101条 購入代金は、町長が特に必要と認めるものについては、売渡人の請求により前金払いすることができる。

2 [前項](#)の前金払いの金額の算出及び償還方法については、町長の定める方法によらなければならない。

(購入代金の分割払い)

第102条 町長は、購入動産が分割して引き渡し可能なものについては、引き渡し分に応じて購入代金を売渡人の請求により分割払いすることができる。

2 [前項](#)の分割払いの限度額は、その既納部分に対する代価を超えることはできない。
(代金の支払及び物件の引き取り)

第103条 動産の買受人又は譲受人は、契約で別に定める場合を除くほか、契約締結後5日以内に代金を支払い、当該物件を引き取らなければならない。
(準用規定)

第104条 [第62条](#)、[第65条](#)、[第80条](#)、[第81条](#)、[第82条](#)、[第84条](#)、及び[第89条](#)の規定は、動産の売買、譲渡及び交換の場合に準用する。

(動産の修理、加工)

第105条 [前5条](#)の規定は、動産の修理、加工の場合に準用する。

(動産貸借の契約書)

第106条 動産の貸借に関する契約には、[第34条各号](#)に掲げるもののほか[次の各号](#)に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 貸借動産の名称、種類及び数量
- (2) 貸借動産の所在
- (3) 貸借期間
- (4) 賃貸借料及びその納入又は支払方法
- (5) 貸借中及びその納入又は支払方法
- (6) 譲渡及び転貸の許否
- (7) 解約条件
- (8) 損害賠償
- (9) かし担保
- (10) その他必要と認める事項

(貸借料の納入)

第107条 貸付料は、その月分を前月25日限り納入しなければならない。

2 月の途中において賃貸借契約をし、又はこれを解約をした場合の貸付料は、15日に満たない場合は半額とし、15日以上の場合は全額とする。

3 借受人の責めに帰す理由により契約を解除したときは、既納の貸付料は返還しない。

4 [前3項](#)の規定により難い場合は、この限りでない。

(権利の譲渡、転貸等の禁止)

第108条 借受人は、その借受けに関する権利を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。ただし、町長の承認を得た場合は、この限りでない。

(借受動産の目的外使用の禁止)

第109条 借受人は、借受動産を目的外に使用することができない。

2 [前項](#)の規定に従わない場合は、契約を解除することができる。この場合解除によって借受人に生じた損害は、これを賠償しない。

(借受動産の紛失、損傷による賠償)

第110条 借受人は、借受動産を紛失し、又は損傷したときは、町長の指示に従い速やかにその損害を賠償しなければならない。

第2節 不動産

(不動産の売買、譲渡及び交換の契約書)

第111条 不動産の売買、譲渡及び交換に関する契約書には、[第34条各号](#)に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 不動産の表示、価格
- (2) 売買、譲渡、交換の時期及び場所
- (3) 代金及び交換差金並びにその納入又は支払の方法
- (4) 手附金
- (5) 移転登記を要するときは、その方法及び経費の負担方法
- (6) 契約の履行に関する費用の負担方法
- (7) 当該不動産に他の権利が設定されているときは、その処理方法
- (8) かし担保
- (9) 解約条件
- (10) 損失負担の方法
- (11) 疑義及び紛争解決の方法
- (12) その他必要と認める事項

(準用規定)

第112条 第62条、第82条、第101条、第102条及び第103条の規定は、不動産の売買、譲渡及び交換の場合に準用する。

(不動産の貸借に関する準用規定)

第113条 不動産の貸借に関しては、洞爺湖町公有財産管理規則(平成18年洞爺湖町規則第37号)第24条から第53条までの規定を準用する。

第11章 運送、保管その他の契約

第1節 運送及び保管の契約

(運送の契約書)

第114条 運送に関する契約書には、第34条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。また、附合契約についてはそれに従う。

- (1) 運送物の名称、種類及び数量
- (2) 積地及びおろし地又は揚地
- (3) 運送及び支払い方法
- (4) 危険負担
- (5) 解約条件
- (6) 損害賠償
- (7) その他必要と認める事項

(保管の契約書)

第115条 保管に関する契約書には、第34条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 保管物の名称、種類及び数量
- (2) 返還の時期
- (3) 保管料及び支払の方法
- (4) 危険負担
- (5) 解約条件
- (6) 損害賠償
- (7) その他必要と認める事項

(準用規定)

第116条 その他運送及び保管の契約について、必要な事項は前2章の規定を準用する。

第2節 その他の契約

(その他の契約の準用規定)

第117条 前2章及び本章第1節に掲げる契約のほかに、町が行う契約については、この規則の各規定を準用する。

第12章 補則

(その他)

第118条 この規則に定めるもののほか、帳票の様式その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の虻田町契約に関する規則(平成8年虻田町規則第13号)又は洞爺村財務規則(平成2年洞爺村規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月30日規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月7日規則第15号)

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成22年9月21日規則第20号)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第7号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月27日規則第1号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。